



平成 21 年 11 月 24 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 高橋康夫
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理本部長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

本日、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）より、平成 21 年 11 月 25 日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、および新たに平成 21 年 11 月 25 日付で、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領いたしました。また、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は平成 21 年 10 月 23 日付で、「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第 22 回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。その開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 14 号（上場会社が有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 11 号 a 前段（有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 6 号による場合）に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、当社は平成 21 年 10 月 28 日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定について解除されることが決定いたしました。

2. 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明いたしました。このことから、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 1 号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定

されたものです。

3. 上場契約違約金の徴求について

当社は、平成 21 年 10 月 23 日付「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第 22 回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社の過去の営業取引について、会計処理の修正を要する事象が判明したことを受け、平成 21 年 11 月 17 日付で次に記載の過年度の決算短信等を訂正いたしました。

訂正を行った決算短信等

			発表日
①	平成18年7月期	平成18年7月期 中間決算短信（連結）	平成 18 年 3 月 6 日
②		平成18年7月期 個別中間債務諸表の概要	平成 18 年 3 月 6 日
③	平成19年7月期	平成19年7月期 中間決算短信（連結）	平成 19 年 3 月 6 日
④		平成19年7月期 個別中間財務諸表の概要	平成 19 年 3 月 6 日
⑤		平成19年7月期 決算短信	平成 19 年 9 月 14 日
⑥	平成20年7月期	平成20年7月期 中間決算短信	平成 20 年 3 月 14 日
⑦		平成20年7月期 決算短信	平成 20 年 8 月 12 日

（注 1）平成 19 年 7 月期（中間）の連結財務諸表等に訂正はありませんが、平成 18 年 7 月期（中間）の連結財務諸表等を訂正したため、平成 19 年 7 月期中間決算短信（連結）および平成 19 年 7 月期個別中間財務諸表の概要を訂正しております。

そして東証より、平成 20 年 7 月期の決算短信等を訂正した件について、有価証券上場規程第 412 条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主および投資者の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 1 号に基づき、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められることとなりました。

当社は、このたびの過年度決算の訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて再発防止はもちろんのこと、コーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいり所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上